

# 養育費等に関する申告書

証書番号 \_\_\_\_\_

## 1 養育費の取決め状況について

①取決めの有無 有 無 →無の場合は、「2受取り状況について」にお進みください。

→取決めが有の場合のみ、以下の②～④に記入してください

- ②取決め方法  文書（ 公正証書 ・ 調停調書 ・ その他 ）  
 口頭
- ③取決め額  月額  年額（ \_\_\_\_\_ 円）
- ④受取り方法  口座振込（ 父 ・ 母 ・ 児童 ）  
 現金手渡し（郵送を含む）

## 2 養育費の受取り状況について

○2019年中に受取った養育費について、記入してください。

（受取り額が0円の場合にも、合計欄に「0円」とご記入ください。）

支払月	区分（支払者） _____		区分（支払者） _____	
	父又は母の受取額	児童の受取額	父又は母の受取額	児童の受取額
1月	円	円	円	円
2月	円	円	円	円
3月	円	円	円	円
4月	円	円	円	円
5月	円	円	円	円
6月	円	円	円	円
7月	円	円	円	円
8月	円	円	円	円
9月	円	円	円	円
10月	円	円	円	円
11月	円	円	円	円
12月	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_



※記名・押印に代えて署名することができます。

## 養育費等に関する申告書の記入要領

### 1 この申告書の目的・趣旨

この申告書は、児童扶養手当の支給対象児童の父又は母（以下、児童の父又は母）から養育費を受け取っているかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

### 2 養育費について

- ・児童の父又は母から前年(1月から12月までの1年間をいいます。ただし、1月から9月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。)に、受給者(母又は父)若しくは児童が受け取った金品その他の経済的利益(以下「養育費」といいます。)がある場合には、その額を記入してください。
- ・養育費は、児童扶養手当法施行令第3条により、児童扶養手当制度における所得となりますので正確に申告してください。
- ・養育費の合計額の欄に記入した額を、新規認定請求書の児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額(養育費)(父又は母)若しくは(児童)の欄、現況届の場合は⑩養育費(父又は母)若しくは(児童)の欄に記載してください。
- ・「養育費」として含まれるのは、具体的には以下のとおりです。
  - 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。
    - ① 児童扶養手当を受給している母又は父が監護している児童の父又は母が払ったものであること。
    - ② 受け取った者が母又は父若しくは児童(母又は父若しくは児童の代理人も含まれます。以下同じ。)であること。
    - ③ 児童の父又は母から母又は父若しくは児童に支払われたものが金銭又は有価証券(小切手、手形、株券、商品券など)であること。
    - ④ 児童の父又は母から母又は父若しくは児童への支払方法が、手渡し(代理人を介した手渡しを含みます。)、郵送、母又は父名義、若しくは児童名義の銀行口座への振込みであること。
    - ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などのローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に係りのある経費として支払われていること。
  - したがって、次のようなものは、「養育費」には含まれません。
    - ① 児童扶養手当を受給している母又は父が監護している児童の父又は母以外から支払われた場合
    - ② 母又は父若しくは児童以外の者が受け取っている場合
    - ③ 支払われたものが、不動産(土地、建物等)、動産(車、家財道具等)の場合
    - ④ 支払方法が、母又は父若しくは児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
    - ⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合
- (注) 1. 受給者が母で該当事由が【未婚の母】である場合  
児童の父が児童を認知しており、かつ、上記養育費の要件に当てはまる場合、「養育費」に該当します。
- 2. 自分の子だけではなく、他の子も養育している場合  
自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記養育費の要件に当てはまる場合、「養育費」に該当します。
- ・児童の父又は母が複数いて、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入してください。また、区分欄には区別できるよう児童の父又は母の名前等を記入してください。児童の父又は母が1人の場合には、この区分欄は空欄で結構です。
- ・受取額は、支払月ごとに記入してください。

\*養育費かどうか分からない場合は、区役所又は地区健康福祉ステーションの担当者にお尋ねください。